短期給付Q&A

今の時期になると多く寄せられる質問を取り上げました。

【被扶養者についての問い合わせ】



「妻が財形年金を受給します。」

被扶養者である妻が4月から財形年金を受給します。 財形年金は収入とみなされますか?



A

生命保険契約等の個人年金及び貯蓄型の個人年金(財形年金含む)は公的年金と同様の取り扱いとなり、収入とみなします。



「息子が4月から就職します。でも試用期間があります。どうなるの?」

被扶養者である息子が4月から就職します。しかし、最初の3ヶ月は試用期間で保険証の交付はされないんですが、取消手続きは必要ですか?



A

就職した場合、正規採用の前に試用期間を設けているところがありますが、当共済組合では試 用期間の初日から就労を開始したものとみなしますので、4月からの取消手続きが必要となり ます。

【事務担当者からの問い合わせ】



「月の末日が土曜、日曜日の場合の休業関係等請求書の証明日付はいつにすべきか?」

傷病手当、育児休業手当金のような休業関係請求書の所属所長証明の日付は、月の末日 が土曜、日曜日の場合は、その前日にすればよろしいのでしょうか?」



A

休業に係る請求書は、本来、「該当月を休業したという事実確認した上で」提出していただくものですから、証明の日付は該当月の末日もしくは、翌月の日付で行うようにお願いします。

【退職者からの問い合わせ】



「任意継続組合員制度に加入したが、実は他の健康保険制度にも加入していました。」

定年退職後、任意継続組合員制度に加入したが、その後再就職しそこの健康保険制度にも加入していました。二重で保険料を支払っていた期間が生じるのですが、保険料はどうなりますか?



A

再就職した日から任意継続組合員制度は資格喪失となり、資格喪失後の掛金はお返しいたします。再就職した場合は早急に共済組合まで連絡をお願いいたします。

被扶養者がおいでる組合員の皆様へ!

被扶養者の認定・取消手続きを忘れずに…!

3月、4月は就職や退職等、雇用形態が変動する時期です。被扶養者が就職して雇用先から健康保険証が 交付される場合、又は雇用形態が変わり月額基準額を超えることが明らかである場合は、早急に被扶養者 取消の手続きをお願いいたします。

また、家族が退職や雇用形態の変更により被扶養者認定要件を満たす場合は、事実発生日から30日以内に被扶養者認定の手続きをお願いいたします。